資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 | | 令和３年度 | 一般府道大阪羽曳野線（八尾富田林線）連続高架橋梁詳細設計委託 | 8,020,000円 | 8,020,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の計上）  第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。  ２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 検出事項について、会計局へ依頼し、「物件費」から「インフラ建設仮勘定」へ複式仕訳の修正処理を行った。  今回の検出事項の原因は、業務担当者及び支出担当者の固定資産計上基準に対する認識不足であった。  　再発防止として、年度当初に業務担当者への固定資産計上基準の周知を行い、支出担当者についても、固定資産計上基準との照合を徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）